

2020年2月28日

### 『証券取引約款』等の改定のお知らせ

株式会社 北都銀行

当行では、証券取引に関わる以下の約款・規定を改定し、2020年4月1日以降適用させていただきます。

#### 【改定する約款・規定】

証券取引約款
特定口座取引約款
電子交付サービス利用規定
非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款
未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款

なお、改定後の約款・規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されます。

#### 新旧対照表（証券取引約款）

改定前	改定後
(略)	(略)
<b>（振替先口座等の照会）</b> <b>第 27 条</b> 当行は、お客さまから振替の申請を受けたときは、振替機関に対し、お客さまからの振替の申請において示された振替先口座に係る加入者情報が振替機関に登録されている否かについての照会をすることがあります。 <b>2</b> お客さまが振替有価証券の質入れまたは担保差入れのために振替の申請をしようとする場合であって、振替先口座を開設する口座管理機関がお客さまから同意を得ているときは、当該口座管理機関は、振替機関に対し、振替元口座に係る加入者情報が振替機関に登録されている否かについての照会をすることがあります。 <b>3</b> お客さまが当行に対する振替有価証券の質入れまたは担保差入れのために振替の申請をしようとする場合であって、当行がお客さまから同意を得ているときは、当行は、振替機関に対し、振替元口座に係る加入者情報が振替機関に登録されている否かについての照会をすることがあります。	<b>（振替先口座等の照会）</b> <b>第 27 条</b> 当行は、お客さまから振替の申請を受けたときは、振替機関に対し、お客さまからの振替の申請において示された振替先口座に係る加入者情報が振替機関に登録されている <u>か</u> 否かについての照会をすることがあります。 <b>2</b> お客さまが振替有価証券の質入れまたは担保差入れのために振替の申請をしようとする場合であって、振替先口座を開設する口座管理機関がお客さまから同意を得ているときは、当該口座管理機関は、振替機関に対し、振替元口座に係る加入者情報が振替機関に登録されている <u>か</u> 否かについての照会をすることがあります。 <b>3</b> お客さまが当行に対する振替有価証券の質入れまたは担保差入れのために振替の申請をしようとする場合であって、当行がお客さまから同意を得ているときは、当行は、振替機関に対し、振替元口座に係る加入者情報が振替機関に登録されている <u>か</u> 否かについての照会をすることがあります。
(略)	(略)

改定前	改定後
<p><b>(利用限度額)</b></p> <p><b>第 47 条</b> このサービスの利用限度額は、お客さまの指定預金口座の残高を上限とします。利用限度を超えた取引依頼については、当行は取引を行う義務を負いません。また、1日当たりの利用限度額は1億円を上限とします。なお、総合口座を指定預金口座として設定いただいている場合でも、買付金額の引落しの結果、お客さまの指定預金口座が貸越となる場合は引落しを行わないものとします。</p> <p><b>2</b> 指定預金口座から引落しについては、普通預金規定にかかわらず、通帳・払戻請求書の提出を受けることなく、指定預金口座から引き落とすものとします。</p> <p>(略)</p> <p><b>(成年後見人等の届出)</b></p> <p><b>第 57 条</b> 成年後見制度に関する届出については、次の各号の規定に従うものとします。</p> <p>① 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書類によって届出てください。</p> <p>② 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書類によって届出てください。</p> <p>③ すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、第 1 号から第 2 号と同様に届出てください。</p> <p>④ 第 1 号から第 3 号の届出事項に取消し、または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。</p> <p>(略)</p> <p><b>(取扱いの停止または解約)</b></p> <p><b>第 59 条</b> この約款における各契約および取扱いは、次の各号に<u>いずれかに該当したときに解約することができるものとします。</u></p> <p>① お客さまから当行の定める方法で当行に解約のお申し出があった場合（融資等の契約に基づき有価証券に担保が設定されている場合を除きます。）</p>	<p><b>(利用限度額)</b></p> <p><b>第 47 条</b> このサービスの利用限度額は、お客さまの指定預金口座の残高を上限とします。利用限度を超えた取引依頼については、当行は取引を行う義務を負いません。また、1日当たりの利用限度額は1億円を上限とします。なお、総合口座を指定預金口座として設定いただいている場合でも、買付金額の引落しの結果、お客さまの指定預金口座が貸越となる場合は引落しを行わないものとします。</p> <p><b>2</b> 指定預金口座からの<u>引落し</u>については、普通預金規定にかかわらず、通帳・払戻請求書の提出を受けることなく、指定預金口座から引き落とすものとします。</p> <p>(略)</p> <p><b>(成年後見人等の届出)</b></p> <p><b>第 57 条</b> 成年後見制度に関する届出については、次の各号の規定に従うものとします。</p> <p>① 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書類によって届出てください。また、<u>お客さまの補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合も、同様にお届けください。</u></p> <p>② 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書類によって届出てください。</p> <p>③ すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、第 1 号から第 2 号と同様に届出てください。</p> <p>④ 第 1 号から第 3 号の届出事項に取消し、または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。</p> <p>(略)</p> <p><b>(取扱いの停止または解約)</b></p> <p><b>第 59 条</b> この約款における各契約および取扱いは、次の各号の<u>いずれかに該当したときに解約することができるものとします。</u></p> <p>① お客さまから当行の定める方法で当行に解約のお申し出があった場合（融資等の契約に基づき有価証券に担保が設定されている場合を除きます。）</p>

改定前	改定後
<p>② お客さまから振替決済口座の解約のお申し出があったとき</p> <p>③ お客さまの相続の開始があったことを当行が知ったとき(この場合の相続手続きについては当行所定の方法によるものとします。)</p> <p>④ お客さまが、この約款の定めに違反し、当行が是正を求めたにもかかわらず、お客さまが是正されないとき</p> <p>⑤ <u>この約款の変更にお客さまが同意されないとき。</u></p> <p>⑥ お客さまの保護預り口座および振替決済口座において有価証券の残高がないまま、3年以上の期間を経過したとき。</p> <p>⑦ 以下のイからハの条件を満たすとき。</p> <p>イ. 有価証券の残高がないこと。</p> <p>ロ. お客さまが第9条の届出事項の変更の届け出をされない場合において、当行からの諸通知が到着しなくなった日から起算して1年以上を経過していること。</p> <p>ハ. 特定口座および非課税口座を開設していないこと。</p> <p>⑧ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき。</p>	<p>② お客さまから振替決済口座の解約のお申し出があったとき</p> <p>③ お客さまの相続の開始があったことを当行が知ったとき(この場合の相続手続きについては当行所定の方法によるものとします。)</p> <p>④ お客さまが、この約款の定めに違反し、当行が是正を求めたにもかかわらず、お客さまが是正されないとき (削除)</p> <p>⑤ お客さまの保護預り口座および振替決済口座において有価証券の残高がないまま、3年以上の期間を経過したとき。</p> <p>⑥ 以下のイからハの条件を満たすとき。</p> <p>イ. 有価証券の残高がないこと。</p> <p>ロ. お客さまが第9条の届出事項の変更の届け出をされない場合において、当行からの諸通知が到着しなくなった日から起算して1年以上を経過していること。</p> <p>ハ. 特定口座および非課税口座を開設していないこと。</p> <p>⑦ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき。</p>
<p>2 前項のほか、次の各号のいずれかに該当すると当行が判断し、お客さまとの取引を継続することが不適正である場合には、当行は証券取引を停止し、またはお客さまに通知することにより、証券取引に係る契約を解約することができるものとします。この場合、当行は前項に準じて、お客さまの有価証券については振替または換金の手続きを行います。なお、この契約の解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。また、この契約の解約によって生じた損害について、当行は責任を負いません。</p> <p>① お客さまが当行との取引開始時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>② お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当したことが判明した場合</p> <p>イ. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>ロ. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>ハ. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</p> <p>ニ. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する</p>	<p>2 前項のほか、次の各号のいずれかに該当すると当行が判断し、お客さまとの取引を継続することが不適正である場合には、当行は証券取引を停止し、またはお客さまに通知することにより、証券取引に係る契約を解約することができるものとします。この場合、当行は前項に準じて、お客さまの有価証券については振替または換金の手続きを行います。なお、この契約の解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。また、この契約の解約によって生じた損害について、当行は責任を負いません。</p> <p>① お客さまが当行との取引開始時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>② お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当したことが判明した場合</p> <p>イ. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>ロ. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>ハ. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</p> <p>ニ. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する</p>

改定前	改定後
<p>などの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>ホ. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>③ お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つでも該当する行為をした場合</p> <p>イ. 暴力的な要求行為</p> <p>ロ. 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>ハ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>ニ. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為</p> <p>ホ. その他イからニ に準ずる行為</p> <p>(略)</p> <p><b>(約款の変更)</b></p> <p><b>第 63 条</b> この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されるときがあります。</p> <p><u>2</u> 当行は、改定の内容がお客さまの従来の権利を制限するもしくはお客さまに新たな義務を課するものである場合は、その改定の内容をお客さまに通知します。この場合、当行があらかじめ定める日まで異議の申し出がないときは、その改定に同意したものとして取扱います。</p> <p><u>3</u> 改定の内容が、お客さまの従来の権利を制限するもしくはお客さまに新たな義務を課するものでない場合、または、改定の影響が軽微であると判断される場合には、当行ホームページへの掲載によって代えることがあります。この場合、公表の際に定める1ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: center;"><b>付 則</b></p> <p>この約款の改定は、2018年12月3日より適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: right;">2018年11月3日 改定</p>	<p>などの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>ホ. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>③ お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つでも該当する行為をした場合</p> <p>イ. 暴力的な要求行為</p> <p>ロ. 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>ハ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>ニ. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為</p> <p>ホ. その他イからニ に準ずる行為</p> <p>(略)</p> <p><b>(約款の変更)</b></p> <p><b>第 63 条</b> この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときには、<u>民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネットまたはその他相当の方法により周知します。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: right;">2020年4月1日 改定</p>

新旧対照表（特定口座取引約款）

改定前	改定後
<p>(略)</p> <p><b>(特定口座の申込方法)</b></p> <p><b>第 3 条</b> お客さまが特定口座の開設を申し込むに当たっては、あらかじめ、当行に対し、租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 1 号に定める特定口座開設届出書をご提出いただきます。その際、お客さまは<u>住民票の写し</u>、<u>個人番号カード</u>その他一定の確認書類を提示いただき、ご氏名、生年月日、ご住所および個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 3 第 5 項の規定に該当する場合は、ご氏名、生年月日およびご住所）等について確認をさせていただきます。</p> <p><b>2</b> 租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 5 項の規定により、同項の定める例外を除き、お客さまは、当行に対して特定口座開設届出書を重ねて提出し、複数の特定口座を当行に開設することはできません。</p> <p><b>3</b> お客さまが特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について源泉徴収を選択される場合には、その年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡の時までに当行に対し、租税特別措置法第 37 条の 11 の 4 第 1 項に定める特定口座源泉徴収選択届出書をご提出していただきます。また、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡については、お客さまからその年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡の時までにとくにお申出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものといたします。</p> <p><b>4</b> お客さまが当行に対して租税特別措置法第 37 条の 11 の 6 第 2 項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以後、お客さまは、当該年に源泉徴収を選択しない旨の申出を行うことはできません。</p> <p>(略)</p> <p><b>(届出事項の変更)</b></p> <p><b>第 18 条</b> 第 3 条に基づく特定口座開設届出書の提出後に、お客さまのご氏名、ご住所など当該特定口座開設届出書の記載事項に変更があったときまたは個人番号が初めて通知されたときは、租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 4 の規定によりお客さまは、遅滞なくその旨を記載した特定口座異動届出書を当行にご提出していただきます。その届出がご氏名、ご住所もしくは個人番号の変更に係るものであるときは、お客さまから<u>住民票の写し</u>、<u>個人番号カード</u>その</p>	<p>(略)</p> <p><b>特定口座の申込方法)</b></p> <p><b>第 3 条</b> お客さまが特定口座の開設を申し込むに当たっては、あらかじめ、当行に対し、租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 1 号に定める特定口座開設届出書をご提出いただきます。その際、お客さまは個人番号カードその他一定の確認書類を提示いただき、ご氏名、生年月日および個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 3 第 5 項の規定に該当する場合は、ご氏名、生年月日およびご住所）等について確認をさせていただきます。</p> <p><b>2</b> 租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 5 項の規定により、同項の定める例外を除き、お客さまは、当行に対して特定口座開設届出書を重ねて提出し、複数の特定口座を当行に開設することはできません。</p> <p><b>3</b> お客さまが特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について源泉徴収を選択される場合には、その年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡の時までに当行に対し、租税特別措置法第 37 条の 11 の 4 第 1 項に定める特定口座源泉徴収選択届出書をご提出していただきます。また、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡については、お客さまからその年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡の時までにとくにお申出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものといたします。</p> <p><b>4</b> お客さまが当行に対して租税特別措置法第 37 条の 11 の 6 第 2 項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以後、お客さまは、当該年に源泉徴収を選択しない旨の申出を行うことはできません。</p> <p>(略)</p> <p><b>(届出事項の変更)</b></p> <p><b>第 18 条</b> 第 3 条に基づく特定口座開設届出書の提出後に、お客さまのご氏名、ご住所など当該特定口座開設届出書の記載事項に変更があったときまたは個人番号が初めて通知されたときは、租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 4 の規定によりお客さまは、遅滞なくその旨を記載した特定口座異動届出書を当行にご提出していただきます。その届出がご氏名、ご住所もしくは個人番号の変更に係るものであるときは、お客さまから個人番号カードその他一定の書類を</p>

改定前	改定後
<p>他一定の書類を提示いただき、確認をさせていただきます。</p> <p><b>(特定口座の廃止)</b></p> <p><b>第 19 条</b> この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約され、当該解約に伴いお客さまの特定口座は廃止されるものとします。</p> <p>① お客さまからの解約のお申出があったとき。この場合、お客さまには租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 7 第 1 項に規定に基づき特定口座廃止届書を当行に対し提出していただきます。</p> <p>② お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき。この場合、租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 5 第 1 項の規定に基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。</p> <p>③ 租税特別措置法第 25 条の 10 の 8 に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続または遺贈の手続きが完了したとき。</p> <p>④ お客さまがこの約款の規定に違反し、当行からの是正の要請に応じていただけない場合、当行の証券取引約款に基づきお客さまの証券口座が廃止となった場合等やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき。</p> <p>⑤ <u>この約款の変更にお客さまが同意されないとき。</u></p> <p>⑥ <u>お客さまの特定口座において特定口座内保管を有しないこととなった状態が 3 年以上の期間に継続した場合、当行は、当行所定の方法によりお客さまの特定口座を廃止することができるものとします。</u></p> <p>2 前項各号のいずれかに該当するときは、当行はお客さまに代わり特定口座内保管上場株式等について一般口座への移管ができるものとします。</p> <p>3 お客さまが当行に開設している特定口座が第 3 条第 2 項の規定に抵触することが判明した場合、その是正のため、お客さまの特定口座に関する当行からの要請（一部の特定口座の廃止を含みます。）に応じていただく場合があります。</p> <p>(略)</p> <p><b>(約款の変更)</b></p> <p><b>第 24 条</b> この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されるときがあります。</p> <p>2 当行は、改定の内容がお客さまの従来の権利を制限するもしくはお客さまに</p>	<p>提示いただき、確認をさせていただきます。</p> <p><b>(特定口座の廃止)</b></p> <p><b>第 19 条</b> この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約され、当該解約に伴いお客さまの特定口座は廃止されるものとします。</p> <p>① お客さまからの解約のお申出があったとき。この場合、お客さまには租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 7 第 1 項に規定に基づき特定口座廃止届書を当行に対し提出していただきます。</p> <p>② お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき。この場合、租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 5 第 1 項の規定に基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。</p> <p>③ 租税特別措置法第 25 条の 10 の 8 に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続または遺贈の手続きが完了したとき。</p> <p>④ お客さまがこの約款の規定に違反し、当行からの是正の要請に応じていただけない場合、当行の証券取引約款に基づきお客さまの証券口座が廃止となった場合等やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき。</p> <p>(削除)</p> <p>⑤ <u>お客さまの特定口座において特定口座内保管を有しないこととなった状態が 3 年以上の期間に継続した場合、当行は、当行所定の方法によりお客さまの特定口座を廃止することができるものとします。</u></p> <p>2 前項各号のいずれかに該当するときは、当行はお客さまに代わり特定口座内保管上場株式等について一般口座への移管ができるものとします。</p> <p>3 お客さまが当行に開設している特定口座が第 3 条第 2 項の規定に抵触することが判明した場合、その是正のため、お客さまの特定口座に関する当行からの要請（一部の特定口座の廃止を含みます。）に応じていただく場合があります。</p> <p>(略)</p> <p><b>(約款の変更)</b></p> <p><b>第 24 条</b> この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときには、<u>民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネットまたはその他相当の方法により周知します。</u></p> <p>(削除)</p>

改定前	改定後
<p>新たな義務を課するものである場合は、その改定の内容をお客さまに通知します。この場合、当行があらかじめ定める日まで異議の申し出がないときは、その改定に同意したものととして取扱います。</p> <p><b>3</b> 当行は、改定の内容がお客さまの従来の権利を制限するもしくはお客さまに新たな義務を課するものでない場合、または、改定の影響が軽微であると判断される場合には、前項の通知を当行ホームページへの掲載によって代えることがあります。この場合、公表の際に定める1ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: center;"><b>付 則</b></p> <p style="text-align: center;"><u>この約款の改定は、2018年12月3日より適用されるものとします。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上 2018年12月3日 改定</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p style="text-align: right;">以 上 2020年4月1日 改定</p>

新旧対照表（電子交付サービス利用規定）

改定前	改定後
<p>(略)</p> <p><b>8. 法令等の遵守と規定の変更</b></p> <p>(1)本サービスの利用にあたっては、当行および契約者は日本国内の法令、諸規則ならびにこの規定等を遵守するものとします。なお、法令、諸規則の変更、監督官庁の指示、その他当行が必要と認めた場合には、当行はこの規定を変更することがあります。<u>この場合は、当行は当該ホームページにて告知することとし、変更日以降は、変更後の規定により取り扱うものとします。</u></p> <p>(2)この規定に定めのない事項については「北都投信ダイレクト取引規定」により取り扱います。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p>(新設)</p>	<p>(略)</p> <p><b>8. 法令等の遵守と規定の変更</b></p> <p>(1)本サービスの利用にあたっては、当行および契約者は日本国内の法令、諸規則ならびにこの規定等を遵守するものとします。なお、法令、諸規則の変更、監督官庁の指示、その他当行が必要と認めた場合には、当行は<u>民法第 548 条の 4 の規定に基づき</u>この規定を変更することがあります。<u>改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当該ホームページまたはその他相当の方法により周知します。</u></p> <p>(2)この規定に定めのない事項については「北都投信ダイレクト取引規定」により取り扱います。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: right;">2020年4月1日 改定</p>

新旧対照表（非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款）

改定前		改定後	
(略)		(略)	
<b>(用語の意義)</b>		<b>(用語の意義)</b>	
<b>第2条</b> この約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。		<b>第2条</b> この約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。	
①非課税口座	租税特別措置法第37条の14第5項第1号に定める非課税口座をいいます。	①非課税口座	租税特別措置法第37条の14第5項第1号に定める非課税口座をいいます。
②非課税上場株式等管理契約	租税特別措置法第37条の14第5項第2号に定める非課税上場株式等管理契約をいいます。	②非課税上場株式等管理契約	租税特別措置法第37条の14第5項第2号に定める非課税上場株式等管理契約をいいます。
③非課税累積投資契約	租税特別措置法第37条の14第5項第4号に定める非課税累積投資契約をいいます。	③非課税累積投資契約	租税特別措置法第37条の14第5項第4号に定める非課税累積投資契約をいいます。
④非課税適用確認書	租税特別措置法代37条の14第5項第3号に定める非課税適用確認書をいいます。	④非課税適用確認書	租税特別措置法代37条の14第5項第6号に定める非課税適用確認書をいいます。
⑤非課税管理勘定	非課税上場株式等管理契約に基づく非課税口座に記載または記録される上場株式等につき、当該記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成26年から平成35年までの各年に設けられるもののうち、累積投資勘定が設けられる年以外の各年に設けられるものをいいます。	⑤非課税管理勘定	非課税上場株式等管理契約に基づく非課税口座に記載または記録される上場株式等につき、当該記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年に設けられるもののうち、累積投資勘定が設けられる年以外の各年に設けられるものをいいます。
⑥累積投資勘定	非課税累積投資契約に基づき振替口座簿に記載または記録される上場株式等につき、当該記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、勘定設定期間（平成30年から平成49年）のうち、非課税管理勘定が設けられる年以外の各年に設けられるものをいいます。	⑥累積投資勘定	非課税累積投資契約に基づき振替口座簿に記載または記録される上場株式等につき、当該記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、勘定設定期間（2018年から2037年）のうち、非課税管理勘定が設けられる年以外の各年に設けられるものをいいます。
⑦勘定設定期間	非課税口座に非課税管理勘定または累積投資勘定を設けることができる期間をいいます。	⑦勘定設定期間	非課税口座に非課税管理勘定または累積投資勘定を設けることができる期間をいいます。
⑧上場株式等	租税特別措置法第37条の14第1項1号に規定する株式等をいいます。この約款での上場株式等とは、当行が取扱う公募株式投資信託のことをいいます。	⑧上場株式等	租税特別措置法第37条の14第1項1号に規定する株式等をいいます。この約款での上場株式等とは、当行が取扱う公募株式投資信託のことをいいます。
⑨非課税口座内上場株式等	非課税管理勘定または累積投資勘定において振替口座簿へ記載または記録されている上場株式等をいいます。	⑨非課税口座内上場株式等	非課税管理勘定または累積投資勘定において振替口座簿へ記載または記録されている上場株式等をいいます。
⑩振替口座簿	社債、株式等の振替に関する法律（以下、「振替法」といいます。）に規定する振替口座簿をいいます。	⑩振替口座簿	社債、株式等の振替に関する法律（以下、「振替法」といいます。）に規定する振替口座簿をいいます。
⑪特定口座	租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に定める特定口座をいいます。	⑪特定口座	租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に定める特定口座をいいます。

改定前	改定後
<p>(非課税口座開設届出書等の提出等)</p> <p><b>第3条</b> お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当行に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項および第20項に基づき「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」および住民票の写し等（住民票の写し等については、平成29年9月30日までに非課税適用確認書の交付申請手続きを行う場合に限り。）、「非課税適用確認書の交付申請書」（既に当行に非課税口座を開設しており、平成30年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を他の金融機関もしくは証券会社に提出していない場合に限り。）または「非課税口座開設届出書」および「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」（既に当行に非課税口座を開設している場合には、「非課税適用確認書」「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」）を当行が定める期間に提出していただきます。</p> <p>ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開設年」といいます。）または非課税管理勘定または累積投資勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年または再設定年の9月30日までの間で当行が定める期間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。</p> <p>なお、当行では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当行所定の方法で保管いたします。</p> <p><b>2</b> お客さまは、前項の「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」等を提出される際に、当行に対し、<u>住民票の写し</u>、個人番号カードその他一定の書類を提示いただき、ご氏名、生年月日、ご住所および個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13第20項の規定に該当する場合には、ご氏名、生年月日およびご住所）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p><b>3</b> 前項の「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」は、当該非課税の適用を受けようとする年の1月1日において満20歳以上の居住者または恒久的施設を有する非居住者であるお客さまが提出することができます。</p> <p><b>4</b> 「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」について、同一の勘定設定期間に当行または他の金融機関もしくは証券会社に重複して提出することはできません。</p>	<p>(非課税口座開設届出書等の提出等)</p> <p><b>第3条</b> お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当行に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項および第24項に基づき「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」、「非課税適用確認書の交付申請書」（すでに当行に非課税口座を開設しており、2018年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を他の金融機関若しくは証券会社に提出していない場合に限り。）または「非課税口座開設届出書」および「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは「勘定廃止通知書」（すでに当行に非課税口座を開設している場合には、「非課税適用確認書」「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」）を、当行が定める期間に提出していただきます。</p> <p>ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開設年」といいます。）または非課税管理勘定または累積投資勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年または再設定年の9月30日までの間で当行が定める期間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。</p> <p>なお、当行では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当行所定の方法で保管いたします。</p> <p><b>2</b> お客さまは、前項の「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」等を提出される際に、当行に対し、個人番号カードその他一定の書類を提示いただき、ご氏名、生年月日、ご住所および個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13第24項の規定に該当する場合には、ご氏名、生年月日およびご住所）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p><b>3</b> 前項の「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」は、当該非課税の適用を受けようとする年の1月1日において満20歳以上の居住者または恒久的施設を有する非居住者であるお客さまが提出することができます。</p> <p><b>4</b> 「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」について、同一の勘定設定期間に当行または他の金融機関もしくは証券会社に重複して提出することはできません。</p>

改定前	改定後
<p>5 お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第 37 条の 14 <u>第 17 項</u>に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出して下さい。</p> <p>6 当行が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当行はお客さまに租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 8 号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。</p> <p>① 1 月 1 日から 9 月 30 日までの間に受けた場合 非課税口座に<u>同日</u>の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられていたとき</p> <p>② 10 月 1 日から 12 月 31 日までの間に受けた場合 非課税口座に<u>同日</u>の属する年分の翌年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられることとなっていたとき</p> <p>7 お客さまが当行の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定または累積投資勘定を他の金融機関もしくは証券会社に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から設定年の 9 月 30 日までの間に、租税特別措置法第 37 条の 14 <u>第 14 項</u>に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該変更届出書を受理することができません。</p> <p>8 当行は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定または累積投資勘定が<u>既に</u>設けられている場合には当該非課税管理勘定または累積投資勘定を廃止し、お客さまに租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 7 号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。</p> <p>9 平成 29 年 10 月 1 日時点で当行に開設した非課税口座に平成 29 年分の非課税管理勘定が設けられており、当行に個人番号の告知を行っているお客さまのうち、同日前に当行に対して「非課税適用確認書の交付申請書のみなし提出不適用届出書」を提出しなかったお客さまにつきましては、<u>平成 30 年分</u>以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を提出したものとみなし、第 1 項の規定を適用します。</p>	<p>5 お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第 37 条の 14 <u>第 21 項</u>に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出して下さい。</p> <p>6 当行が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当行はお客さまに租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 8 号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。</p> <p>① 1 月 1 日から 9 月 30 日までの間に受けた場合 非課税口座に「<u>非課税口座廃止届出書</u>」の提出を受けた日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられていたとき</p> <p>② 10 月 1 日から 12 月 31 日までの間に受けた場合 非課税口座に「<u>非課税口座廃止届出書</u>」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられることとなっていたとき</p> <p>7 お客さまが当行の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定または累積投資勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から設定年の 9 月 30 日までの間に、租税特別措置法第 37 条の 14 <u>第 18 項</u>に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。</p> <p>8 当行は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定または累積投資勘定が<u>すでに</u>設けられている場合には当該非課税管理勘定又は累積投資勘定を廃止し、お客さまに租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 7 号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。</p> <p>9 <u>2017 年</u> 10 月 1 日時点で当行に開設した非課税口座に <u>2017 年分</u>の非課税管理勘定が設けられており、当行に個人番号の告知を行っているお客さまのうち、同日前に当社に対して「非課税適用確認書の交付申請書のみなし提出不適用届出書」を提出しなかったお客さまにつきましては、<u>2018 年分</u>以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を提出したものとみなし、第 1 項の規定を適用します。</p>
<p><b>(非課税管理勘定の設定)</b></p> <p><b>第 4 条</b> 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載または記録される上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 1 号に規定する上場株式等をいいます。以下同じ。）につき、当該記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、<u>平成 26 年から平成 35 年</u>までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第 3 条第 1 項の「非</p>	<p><b>(非課税管理勘定の設定)</b></p> <p><b>第 4 条</b> 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載または記録される上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 1 号に規定する上場株式等をいいます。以下同じ。）につき、当該記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、<u>2014 年から 2023 年</u>までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第 3 条第 1 項の「非課税</p>

改定前	改定後
<p>課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」に記載された非課税管理勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。</p> <p>2 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。</p> <p><b>(累積投資勘定の設定)</b></p> <p><b>第4条の2</b> 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載または記録がされる上場株式等につき、当該記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成30年から平成49年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第3条第1項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」に記載された累積投資勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。</p> <p>2 前項の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。</p> <p>(略)</p> <p><b>(非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</b></p> <p><b>第6条</b> 当行は、お客さまの非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載または記録されるものに限り、<u>租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等</u>に係る上場株式等を除きます。）のみを受け入れます。</p> <p>① 次に掲げる上場株式等で、第4条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（イの場合、購入した上場株式等についてはその購</p>	<p>適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」に記載された非課税管理勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。</p> <p>2 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税適用確認書」が年の途中において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。</p> <p><b>(累積投資勘定の設定)</b></p> <p><b>第4条の2</b> 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、<u>2018年から2037年</u>までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第3条第1項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」に記載された累積投資勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。</p> <p>2 前項の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。</p> <p>(略)</p> <p><b>(非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</b></p> <p><b>第6条</b> 当行は、お客さまの非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載または記録されるものに限り、<u>「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があつた日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるものを除きます。</u>）のみ受け入れます。</p> <p>① 次に掲げる上場株式等で、第4条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（イの場合、購入した上場株式等についてはその購</p>

改定前	改定後
<p>入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。)の合計額が120万円(②により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの</p> <p>イ. 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当行から取得した上場株式等または当行が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り、)により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの(投資信託の収益分配金の再投資も取得に含みます。)</p> <p>ロ. 他年分非課税管理勘定(当該非課税管理勘定を設けた当行非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定をいいます。)から租税特別措置法施行令第25条の13第9項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除きます。)</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13第10項により読み替えて準用する同条第9項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等</p> <p>③ 租税特別措置法施行令第25条の13第11項各号に規定する上場株式等</p> <p><b>(累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</b>  <b>第6条の2</b> 当行は、お客さまの非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客さまが当行と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、その証券投資信託に係る委託者指図型投資信託約款(外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類)において租税特別措置法施行令第25条の13第13項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、)の</p>	<p>入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。)の合計額が120万円(②により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの</p> <p>イ. 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当行から取得した上場株式等または当行が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り、)により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの(投資信託の収益分配金の再投資も取得に含みます。)</p> <p>ロ. 他年分非課税管理勘定(当該非課税管理勘定を設けた当行非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定または当該非課税口座が開設されている当行の営業店に開設された租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座に設けられた同項第3号に規定する非課税勘定をいいます。)から租税特別措置法施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除きます。)</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等</p> <p>③ 租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等</p> <p><b>(累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</b>  <b>第6条の2</b> 当行は、お客さまの非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客さまが当行と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等(公社債投資信託以外の証券投資信託)に係る委託者指図型投資信託約款(外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類)において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定め</p>

改定前	改定後
<p>みを受け入れます。</p> <p>① 第4条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。)の合計額が40万円を超えないもの</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13第18項において準用する同条第11項第1号、第4号および第10号に規定する上場株式等</p> <p>(略)</p> <p><b>(非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)</b>  <b>第8条</b> 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものとし、第6条第1号ロ及び第2号に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第25条の13第11項各号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当行は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取扱った者)に対し、当該払出しのあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p> <p>2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第18項において準用する同条第11項第1号、第4号および第10号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項第1号、第4号および第10号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れな</p>	<p>る要件を満たすものに限り、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に取得した上場株式等で①、②に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。</p> <p>① 第4条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。)の合計額が40万円を超えないもの(投資信託の収益分配金の再投資も取得に含みます。)</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第4号および第10号に規定する上場株式等</p> <p>(略)</p> <p><b>(非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)</b>  <b>第8条</b> 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、第6条第1号ロおよび第2号に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当行は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取扱った者)に対し、当該払出しのあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p> <p>2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第4号および第10号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項第1号、第4号および第10号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れな</p>

改定前	改定後
<p>かったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当行は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p> <p><b>(非課税管理勘定終了時の取扱い)</b></p> <p><b>第9条</b> この約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします(第3条第8項により廃止した非課税管理勘定を除きます。)</p> <p><b>2</b> 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。</p> <p>① お客さまから当行に対して第6条第2号の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管</p> <p>② <u>お客さまが当行に特定口座を開設しており、お客さまから当行に対して租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第25号イに規定する書類の提出があった場合 特定口座への移管</u></p> <p>③ 前各号に掲げる場合以外の場合 <u>一般口座への移管</u></p> <p><b>(累積投資勘定終了時の取扱い)</b></p> <p><b>第9条の2</b> この約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了いたします(第3条第8項により廃止した累積投資勘定を除きます。)</p> <p><b>2</b> 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。</p> <p>① <u>お客さまが当行に特定口座を開設しており、お客さまから当行に対して租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第25号イに規定する書</u></p>	<p>かったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当行は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p> <p><b>(非課税管理勘定終了時の取扱い)</b></p> <p><b>第9条</b> この約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします(第3条第8項により廃止した非課税管理勘定を除きます。)</p> <p><b>2</b> 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。<u>なお、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。</u></p> <p>① お客さまから当行に対して第6条第2号の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管</p> <p>② <u>お客さまから当行に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合またはお客さまが当行に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管</u></p> <p>③ 前各号に掲げる場合以外の場合 <u>特定口座への移管</u></p> <p><b>(累積投資勘定終了時の取扱い)</b></p> <p><b>第9条の2</b> この約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了いたします(第3条第8項により廃止した累積投資勘定を除きます。)</p> <p><b>2</b> 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。<u>なお、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に累積投資勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。</u></p> <p>① <u>お客さまから当行に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第</u></p>

改定前	改定後
<p>類の提出があった場合 <u>特定口座への移管</u></p> <p>② 前号に掲げる場合以外の場合 <u>一般口座への移管</u></p> <p><b>(累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)</b></p> <p><b>第 10 条</b> 当行は、お客さまから提出を受けた第 3 条第 1 項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後にご氏名またはご住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載または記録されたお客さまのご氏名およびご住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客さまが初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から 10 年を経過した日および同日の翌日以後 5 年を経過した日ごとの日をいいます。)から 1 年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。</p> <p>① 当行がお客さまから租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 4 項に規定する住所等確認書類の提示または租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 9 項第 1 号に規定する特定署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日におけるご氏名およびご住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類または特定署名用電子証明書等に記載または記録がされた当該基準経過日におけるご氏名およびご住所</p> <p>② 当行からお客さまに対して書類を郵送し、当該書類にお客さまが当該基準経過日におけるご氏名およびご住所を記載して、当行に対して提出した場合 お客さまが当該書類に記載したご氏名およびご住所</p> <p><b>2</b> 前項の場合において、確認期間内にお客さまの基準経過日におけるご氏名およびご住所が確認できなかった場合には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客さまの非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客さまのご氏名およびご住所を確認できた場合またはお客さまからご氏名、ご住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。</p> <p><b>(非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き)</b></p> <p><b>第 11 条</b> お客さまが、当行に開設した非課税口座にその年の翌年以後に設けられることとなっている勘定の種類を変更しようとする場合には、勘定の種類を</p>	<p>2 号に規定する書類の提出があった場合またはお客さまが当行に特定口座を開設していない場合 <u>一般口座への移管</u></p> <p>② 前号に掲げる場合以外の場合 <u>特定口座への移管</u></p> <p><b>(累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)</b></p> <p><b>第 10 条</b> 当行は、お客さまから提出を受けた第 3 条第 1 項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後にご氏名またはご住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載または記録されたお客さまのご氏名およびご住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客さまが初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から 10 年を経過した日および同日の翌日以後 5 年を経過した日ごとの日をいいます。)から 1 年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客さまからご氏名、ご住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合および「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客さまから、出国をした日から当該 1 年を経過する日までの間に「(非課税口座) 帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。</p> <p>① 当行がお客さまから租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 4 項に規定する住所等確認書類の提示を受け、当該基準経過日におけるご氏名およびご住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類に記載または記録がされた当該基準経過日におけるご氏名およびご住所</p> <p>② 当行からお客さまに対して書類を郵送し、当該書類にお客さまが当該基準経過日におけるご氏名およびご住所を記載して、当行に対して提出した場合 お客さまが当該書類に記載したご氏名およびご住所</p> <p><b>2</b> 前項の場合において、確認期間内にお客さまの基準経過日におけるご氏名およびご住所が確認できなかった場合(第 1 項ただし書の規定の適用があるお客さまを除きます。)には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客さまの非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以降、前項各号のいずれかの方法によりお客さまのご氏名およびご住所を確認できた場合またはお客さまからご氏名、ご住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。</p> <p><b>(非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き)</b></p> <p><b>第 11 条</b> お客さまが、当行に開設した非課税口座にその年の翌年以後に設けら</p>

改定前	改定後
<p>変更する年の前年中に、当行に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。</p> <p>2 お客さまが、当行に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、当行が指定する日までに、当行に対して「<u>金融商品取引業者等変更届出書（勘定変更用）</u>」をご提出いただく必要があります。<u>この場合において、当行は、「金融商品取引業者等変更届出書（勘定変更用）」の提出を受けて作成した「勘定廃止通知書」をお客さまに交付することなく、その作成をした日にお客さまから提出を受けたものとみなして、租税特別措置法第37条の14第21項の規定を適用します。</u></p> <p>3 平成36年1月1日以後、お客さまが当行に開設した非課税口座（当該口座に平成35年分の非課税管理勘定が設定されている場合に限り。）に累積投資勘定を設定することを希望する場合には、当行に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。</p>	<p>れることとなっている勘定の種類を変更しようとする場合には、勘定の種類を変更する年の前年中に、当行に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。</p> <p>2 お客さまが、当行に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、当行が定める期間までに、当行に対して「<u>非課税口座異動届出書</u>」をご提出いただく必要があります。</p> <p>3 <u>2024年1月1日</u>以後、お客さまが当行に開設した非課税口座（当該口座に<u>2023年分</u>の非課税管理勘定が設定されている場合に限り。）に累積投資勘定を設定することを希望する場合には、当行に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p><b>(届出事項の変更)</b></p>	<p><b>(届出事項の変更)</b></p>
<p><b>第15条</b> 第3条に基づく「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」等の提出後に、お客さまのご氏名、ご住所、個人番号など当該「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」等の記載事項に変更があったとき、または個人番号が初めて通知されたときは、租税特別措置法施行令第25条の13の2の規定によりお客さまは、遅滞なくその旨を記載した「非課税口座異動届出書」を当行に提出していただきます。その変更がご氏名、ご住所または個人番号に係るものであるときは、お客さまは<u>住民票の写し</u>、個人番号カードその他一定の書類を提示いただき、確認をさせていただきます。</p>	<p><b>第15条</b> 第3条に基づく「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」等の提出後に、お客さまのご氏名、ご住所、個人番号など当該「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」等の記載事項に変更があったとき、または個人番号が初めて通知されたときは、租税特別措置法施行令第25条の13の2の規定によりお客さまには、遅滞なくその旨を記載した「非課税口座異動届出書」を当行に提出していただきます。その変更がご氏名、ご住所または個人番号に係るものであるときは、お客さまには個人番号カードその他一定の書類を提示いただき、確認をさせていただきます。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p><b>(契約の解除)</b></p>	<p><b>(契約の解除)</b></p>
<p><b>第17条</b> 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。</p> <p>① お客さまから租税特別措置法第37条の14第17項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日 (新設)</p>	<p><b>第17条</b> 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。</p> <p>① お客さまから租税特別措置法第37条の14第21項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 ○当該提出日</p> <p>② <u>租税特別措置法第37条の14第27項第1号に定める「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに租税特別措置法第37条の14第29項に定める「(非課税口座)帰国届出書」の提出をしなかった場合 租税特別措置法第37条の14</u></p>

改定前	改定後
<p>② 租税特別措置法施行令第25条の13の4第1項に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日</p> <p>③ お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 <u>租税特別措置法施行令第25条の13の4第2項に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</u></p> <p>④ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日</p> <p>⑤ 当行の証券取引約款の規定に基づきお客さまの証券取引口座が廃止となった場合 当該証券取引口座の廃止日</p> <p>⑥ <u>お客さまがこの約款の変更に同意されないとき 当行が定める日</u></p> <p>⑦ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき 当行が定める日</p> <p>2 前項第4号に定める相続・遺贈の場合、非課税口座開設者の相続人・受遺者は、当行に「非課税口座開設者死亡届出書」をご提出いただく義務があります。なお、当該届出書のご提出の時期にかかわらず、租税特別措置法その他の法令に基づき、非課税口座開設者であった被相続人・遺贈者が死亡した日に当該非課税口座から上場株式等の全部が払い出され、同日にこの契約が解除される取扱いとなることにご留意ください。</p> <p>(略)</p> <p><b>(約款の変更)</b></p> <p><b>第19条</b> この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。</p> <p>2 当行は、改定の内容がお客さまの従来の権利を制限するもしくはお客さまに新たな義務を課するものである場合は、その改定の内容をお客さまに通知します。この場合、当行があらかじめ定める日まで異議の申し出がないときは、その改定に同意したものととして取扱います。</p> <p>3 当行は、改定の内容がお客さまの従来の権利を制限するもしくはお客さまに新たな義務を課するものでない場合、または、改定の影響が軽微であると判断される</p>	<p><u>第31項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（5年経過する日の属する年の12月31日）</u></p> <p>③ 租税特別措置法施行令第37条の14第27項第2号に定める「出国届出書」の提出があった場合○出国日</p> <p>④ お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（「<u>（非課税口座）継続適用届出書</u>」を提出した場合を除く） <u>租税特別措置法第37条の14第31項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</u></p> <p>⑤ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日</p> <p>⑥ 当行の証券取引約款の規定に基づきお客さまの証券取引口座が廃止となった場合 当該証券取引口座の廃止日 (削除)</p> <p>⑦ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき当行が定める日</p> <p>2 前項第5号に定める相続・遺贈の場合、非課税口座開設者の相続人・受遺者は、当行に「非課税口座開設者死亡届出書」をご提出いただく義務があります。なお、当該届出書のご提出の時期にかかわらず、租税特別措置法その他の法令に基づき、非課税口座開設者であった被相続人・遺贈者が死亡した日に当該非課税口座から上場株式等の全部が課税口座に払い出され、同日にこの契約が解除される取扱いとなることにご留意ください。</p> <p>(略)</p> <p><b>(約款の変更)</b></p> <p><b>第19条</b> この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときは、<u>民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネットまたはその他相当の方法により周知します。</u> (削除)</p> <p>(削除)</p>

改定前	改定後
<p>場合には、前項の通知を当行ホームページへの掲載によって代えることがあります。この場合、公表の際に定める1ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: center;"><b>付 則</b></p> <p style="text-align: center;"><u>この約款の改定は、平成29年10月1日より適用するものとします。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: right;"><u>平成29年9月1日</u> 改定</p>	<p>(削除)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: right;"><u>2020年4月1日</u> 改定</p>

新旧対照表（未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款）

改定前		改定後	
(略)		(略)	
<b>(用語の意義)</b>		<b>(用語の意義)</b>	
<b>第2条</b> この約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。		<b>第2条</b> この約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。	
①未成年者口座	租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に定める未成年者口座をいいます。その年の1月1日において20歳未満であるまたはその年に出生した居住者等が、平成28年から平成35年までの間に開設することができる非課税口座（1人につき1口座に限られます。）のことをいいます。	①未成年者口座	租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に定める未成年者口座をいいます。その年の1月1日において20歳未満であるまたはその年に出生した居住者等が、平成28年から平成35年までの間に開設することができる非課税口座（1人につき1口座に限られます。）のことをいいます。
②未成年者口座管理契約	租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号に定める未成年者口座管理契約をいいます。	②未成年者口座管理契約	租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号に定める未成年者口座管理契約をいいます。
③非課税管理勘定	租税特別措置法第37条の14の2第5項第3号に定める非課税管理勘定をいいます。未成年者口座管理契約に基づき振替口座簿への記載または記録される上場株式等につき、当該記載または記録を他の取引に関する記録と区分して管理するための勘定で、平成28年から平成35年までの各年の1月1日に設けることができます。	③非課税管理勘定	租税特別措置法第37条の14の2第5項第3号に定める非課税管理勘定をいいます。未成年者口座管理契約に基づき振替口座簿への記載または記録される上場株式等につき、当該記載または記録を他の取引に関する記録と区分して管理するための勘定で、2016年から2023年までの各年の1月1日に設けることができます。
④継続管理勘定	租税特別措置法第37条の14の2第5項第4号に定める継続管理勘定をいいます。未成年者口座管理契約に基づき振替口座簿への記載または記録される上場株式等につき、当該記載または記録を他の取引に関する記録と区分して管理するための勘定で、平成36年から平成40年までの各年の1月1日に設けることができます。	④継続管理勘定	租税特別措置法第37条の14の2第5項第4号に定める継続管理勘定をいいます。未成年者口座管理契約に基づき振替口座簿への記載または記録される上場株式等につき、当該記載または記録を他の取引に関する記録と区分して管理するための勘定で、2024年から2028年までの各年の1月1日に設けることができます。
⑤課税未成年者口座	租税特別措置法第37条の14の2第5項第5号に定める課税未成年者口座をいいます。具体的には、未成年者口座開設と同時に開設される「特定口座」「預金口座」をいい、課税未成年者口座管理契約に基づく取引だけが行われます。なお、当行においての課税未成年者口座である「預金口座」は、「払出制限付き普通預金口座」とします。	⑤課税未成年者口座	租税特別措置法第37条の14の2第5項第5号に定める課税未成年者口座をいいます。具体的には、未成年者口座開設と同時に開設される「特定口座」「預金口座」をいい、課税未成年者口座管理契約に基づく取引だけが行われます。なお、当行においての課税未成年者口座である「預金口座」は、「払出制限付き普通預金口座」とします。
⑥課税未成年者口座管理契約	租税特別措置法第37条の14の2第5項第6号に定める課税未成年者口座管理契約をいいます。	⑥課税未成年者口座管理契約	租税特別措置法第37条の14の2第5項第6号に定める課税未成年者口座管理契約をいいます。
⑦上場株式等	租税特別措置法第37条の14第1項各号に規定する株式等をいいます。この約款での上場株式等とは、当行が取	⑦上場株式等	租税特別措置法第37条の14第1項各号に規定する株式等をいいます。この約款での上場株式等とは、当行が取

改定前		改定後	
	扱う公募株式投資信託のことをいいます。		扱う公募株式投資信託のことをいいます。
⑧課税管理勘定	課税未成年者口座管理契約に基づき振替口座簿への記載もしくは記録または預入れされる金銭につき、当該記載もしくは記録または預入れに関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。	⑧課税管理勘定	課税未成年者口座管理契約に基づき振替口座簿への記載もしくは記録または預入れされる金銭につき、当該記載もしくは記録または預入れに関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。
⑨振替口座簿	社債、株式等の振替に関する法律（以下、「振替法」といいます。）に規定する振替口座簿をいいます。	⑨振替口座簿	社債、株式等の振替に関する法律（以下、「振替法」といいます。）に規定する振替口座簿をいいます。
⑩特定口座	租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に定める特定口座をいいます。	⑩特定口座	租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に定める特定口座をいいます。

**(未成年者口座開設届出書等の提出)**

**第3条** お客さまが未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当行に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号および同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」および「未成年者非課税適用確認書」もしくは「未成年者口座廃止通知書」を当行が定める期間に提出するとともに、当行に対して租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示してご氏名、生年月日、ご住所および個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項により読み替えて準用する同令第25条の13第20項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。なお、当行では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当行にて保管いたします。

2 当行に未成年者口座を開設しているお客さまは、当行または他の金融機関もしくは証券会社に、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書 兼 未成年者口座開設届出書」、「未成年者口座開設届出書」または租税特別措置法第37条の14第6項に規定する「非課税適用確認書の交付申請書」（当該申請書にあっては、お客さまがその年の1月1日において20歳である年の前年12月31日までに提出されるものに限り、）を提出することはできません。

3 お客さまが未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」を提出してください。

4 お客さまがその年の3月31日において18歳である年（以下、「基準年」と

**(未成年者口座開設届出書等の提出)**

**第3条** お客さまが未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当行に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号および同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」または「未成年者口座開設届出書」および「未成年者非課税適用確認書」もしくは「未成年者口座廃止通知書」を当行が定める期間に提出するとともに、当行に対して租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示してご氏名、生年月日、ご住所および個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項により読み替えて準用する同令第25条の13第22項の規定に該当する場合には、ご氏名、生年月日およびご住所）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。なお、当行では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当行にて保管いたします。

2 当行に未成年者口座を開設しているお客さまは、当行または他の金融機関もしくは証券会社に、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書 兼 未成年者口座開設届出書」、「未成年者口座開設届出書」または租税特別措置法第37条の14第6項に規定する「非課税適用確認書の交付申請書」（当該申請書にあっては、お客さまがその年の1月1日において20歳である年の前年12月31日までに提出されるものに限り、）を提出することはできません。

3 お客さまが未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」を提出してください。

4 お客さまがその年の3月31日において18歳である年（以下、「基準年」と

改定前	改定後
<p>います。)の前年12月31日までに、当行に対して「未成年者口座廃止届出書」を提出した場合または租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた場合(災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第5項で定めるやむを得ない事由(以下、「災害等事由」といいます。))による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載もしくは記録または預入れされている上場株式等または金銭について行うもの(以下、「災害等による返還等」といいます。))が生じた場合を除きます。)には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客さまが非課税で受領した配当所得および譲渡所得等について課税されます。</p> <p>5 当行が「未成年者口座廃止届出書」(お客さまがその年1月1日において19歳である年の9月30日までに提出がされたものに限り、お客さまが1月1日において19歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。)の提出を受けた場合には、当行はお客さまに租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。</p> <p><b>(非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定)</b></p> <p><b>第4条</b> 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定は、平成28年から平成35年までの各年(お客さまがその年の1月1日において20歳未満である年および出生した日の属する年に限ります。)の1月1日に設けられます。</p> <p>2 前項の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日において設けられ、「未成年者口座廃止通知書」が提出された場合にあつては、所轄税務署長から当行にお客さまの未成年者口座の開設ができる旨等の提供があつた日(非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日)において設けられます。</p> <p>3 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定は、平成36年から平成40年までの各年(お客さまがその年の1月1日において20歳未満である年に限ります。)の1月1日に設けられます。</p> <p>(略)</p> <p><b>(未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)</b></p> <p><b>第6条</b> 当行は、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。</p>	<p>います。)の前年12月31日までに、当行に対して「未成年者口座廃止届出書」を提出した場合または租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた場合(災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由(以下、「災害等事由」といいます。))による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載もしくは記録または預入れされている上場株式等または金銭について行うもの(以下、「災害等による返還等」といいます。))が生じた場合を除きます。)には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客さまが非課税で受領した配当所得および譲渡所得等について課税されます。</p> <p>5 当行が「未成年者口座廃止届出書」(お客さまがその年1月1日において19歳である年の9月30日までに提出がされたものに限り、お客さまが1月1日において19歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。)の提出を受けた場合には、当行はお客さまに租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。</p> <p><b>(非課税管理勘定および継続管理勘定の設定)</b></p> <p><b>第4条</b> 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定は、2016年から2023年までの各年(お客さまがその年の1月1日において20歳未満である年および出生した日の属する年に限ります。)の1月1日に設けられます。</p> <p>2 前項の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日において設けられ、「未成年者口座廃止通知書」が提出された場合にあつては、所轄税務署長から当行にお客さまの未成年者口座の開設ができる旨等の提供があつた日(非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日)において設けられます。</p> <p>3 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定は、2024年から2028年までの各年(お客さまがその年の1月1日において20歳未満である年に限ります。)の1月1日に設けられます。</p> <p>(略)</p> <p><b>(未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)</b></p> <p><b>第6条</b> 当行は、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。</p>

改定前	改定後
<p>① 次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下、「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得した上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が80万円（②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの</p> <p>イ. 受入期間内に当行から取得をした上場株式等または当行が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに当該未成年者口座に受け入れられるもの</p> <p>ロ. 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客さまが当行に対し、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日（以下「5年経過日」といいます。）の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等</p> <p>③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第11項各号に規定する上場株式等</p> <p>2 当行は、お客さまの未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。</p> <p>① 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客さまが当行に対し、前項第1号ロに規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が80万円（②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に、同日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等</p>	<p>① 次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下、「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得した上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が80万円（②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの</p> <p>イ. 受入期間内に当行から取得をした上場株式等または当行が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに当該未成年者口座に受け入れられるもの</p> <p>ロ. 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客さまが当行に対し、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日（以下「5年経過日」といいます。）の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等</p> <p>③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等</p> <p>2 当行は、お客さまの未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。</p> <p>① 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客さまが当行に対し、前項第1号ロに規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が80万円（②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に、同日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等</p>

改定前	改定後
<p>③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第11項各号に規定する上場株式等</p> <p>(略)</p> <p><b>(課税未成年者口座等への移管)</b></p> <p><b>第8条</b> 未成年者口座から課税未成年者口座または他の保管口座（「特定口座」や「一般口座」をいいます。以下同じ。）への移管は、次に定める取扱いとなります。</p> <p>① 非課税管理勘定に係る5年経過日において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等(第6条第1項第1号ロもしくは第2号または同条第2項第1号もしくは第2号の移管がされるものを除く) 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管</p> <p>イ. 5年経過日の属する年の翌年3月31日においてお客さまが18歳未満である場合 当該5年経過日の翌日に行う未成年口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管</p> <p>ロ. イに掲げる場合以外の場合 当該5年経過日の翌日に行う他の保管口座への移管</p> <p>② お客さまがその年の1月1日において20歳である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管</p> <p><b>2</b> 前項第1号イに規定する課税未成年者口座への移管ならびに前項第1号ロおよび第2号に規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより行うこととします。</p> <p>① <u>お客さまが当行に特定口座(租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいい、前項第1号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。)を開設しており、お客さまから当行に対して租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第26号イに規定する書類の提出があった場合 特定口座への移管</u></p> <p>② 前号に掲げる場合以外の場合 <u>一般口座への移管</u></p> <p>(略)</p> <p><b>(出国時の取扱い)</b></p> <p><b>第12条</b> お客さまが、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者また</p>	<p>③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等</p> <p>(略)</p> <p><b>(課税未成年者口座等への移管)</b></p> <p><b>第8条</b> 未成年者口座から課税未成年者口座または他の保管口座（「特定口座」や「一般口座」をいいます。以下同じ。）への移管は、次に定める取扱いとなります。</p> <p>① 非課税管理勘定に係る5年経過日において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等(第6条第1項第1号ロもしくは第2号または同条第2項第1号もしくは第2号の移管がされるものを除く) 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管</p> <p>イ. 5年経過日の属する年の翌年3月31日においてお客さまが18歳未満である場合 当該5年経過日の翌日に行う未成年口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管</p> <p>ロ. イに掲げる場合以外の場合 当該5年経過日の翌日に行う他の保管口座への移管</p> <p>② お客さまがその年の1月1日において20歳である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管</p> <p><b>2</b> 前項第1号イに規定する課税未成年者口座への移管ならびに前項第1号ロおよび第2号に規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより行うこととします。</p> <p>① <u>お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13の8第5項第2号、第6項第2号もしくは第7項において準用する同号に規定する書面を5年経過する年の当行が別に定める期限までに提出した場合または当行に特定口座(租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいい、前項第1号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。)を開設していない場合 一般口座への移管</u></p> <p>② 前項に掲げる場合以外の場合 <u>特定口座(前項1号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。)</u>への移管</p> <p>(略)</p> <p><b>(出国時の取扱い)</b></p> <p><b>第12条</b> お客さまが、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者また</p>

改定前	改定後
<p>は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、その出国をする日の前日までに、当行に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 <u>第 9 項第 2 号</u>に規定する出国移管依頼書を提出してください。</p> <p><b>2</b> 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、お客さまの未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。</p> <p><b>3</b> 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客さまが帰国（租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 5 第 2 項第 2 号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当行に帰国をした旨その他租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 10 <u>第 8 項</u>に定める事項を記載した届出書を提出する時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。</p> <p>(略)</p> <p><b>(非課税口座のみなし開設)</b></p> <p><b>第 27 条</b> 平成 29 年から平成 35 年までの各年（その年 1 月 1 日においてお客さまが 20 歳である年に限ります。）の 1 月 1 日においてお客さまが当行に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業所において、同日に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座が開設されます。</p> <p><b>2</b> 前項の場合には、お客さまがその年 1 月 1 日において 20 歳である年の同日において、当行に対して同日の属する年の属する勘定設定期間（租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 6 号に規定する勘定設定期間をいいます。）の記載がある非課税適用確認書（同号に規定する非課税適用確認書をいいます。）が添付された非課税口座開設届出書（同項第 1 号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。）が提出されたものとみなし、かつ、同日において当行とお客さまとの間で非課税上場株式等管理契約（同項第 2 号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。）が締結されたものとみなします。</p> <p><b>(本契約の解除)</b></p> <p><b>第 28 条</b> 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p> <p>① お客さままたは法定代理人から租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日</p> <p>② 租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 2 号トに規定する未成年者</p>	<p>は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、その出国をする日の前日までに、当行に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 <u>第 12 項第 2 号</u>に規定する出国移管依頼書を提出してください。</p> <p><b>2</b> 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、お客さまの未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。</p> <p><b>3</b> 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客さまが帰国（租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 5 第 2 項第 2 号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当行に帰国をした旨その他租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 10 <u>第 10 項</u>に定める事項を記載した届出書を提出する時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。</p> <p>(略)</p> <p><b>(非課税口座のみなし開設)</b></p> <p><b>第 27 条</b> 2017 年から 2023 年までの各年（その年 1 月 1 日においてお客さまが 20 歳である年に限ります。）の 1 月 1 日においてお客さまが当行に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業所において、同日に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座が開設されます。</p> <p><b>2</b> 前項の場合には、お客さまがその年 1 月 1 日において 20 歳である年の同日において、当行に対して同日の属する年の属する勘定設定期間（租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 6 号に規定する勘定設定期間をいいます。）の記載がある非課税適用確認書（同号に規定する非課税適用確認書をいいます。）が添付された非課税口座開設届出書（同項第 1 号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。）が提出されたものとみなし、かつ、同日において当行とお客さまとの間で非課税上場株式等管理契約（同項第 2 号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。）が締結されたものとみなします。</p> <p><b>(本契約の解除)</b></p> <p><b>第 28 条</b> 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p> <p>① お客さままたは法定代理人から租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日</p> <p>② 租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 2 号トに規定する未成年者</p>

改定前	改定後
<p>口座等廃止事由または同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定によりお客さまが「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日</p> <p>③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日</p> <p>④ お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客さまが出国の日の前日までに第11条の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。） 租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日） （新設）</p> <p>⑤ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客さまが死亡した日</p> <p>⑥ <u>お客さまがこの約款の変更に同意されないとき 当行の定める日</u></p> <p>（略）</p> <p><b>（約款の変更）</b>  <b>第30条</b> この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されるときがあります。</p> <p>2 当行は、改定の内容がお客さまの従来の権利を制限するもしくはお客さまに新たな義務を課するものである場合は、その改定の内容をお客さまに通知します。この場合、当行があらかじめ定める日まで異議の申し出がないときは、その改定に同意したものととして取扱います。</p> <p>3 当行は、改定の内容がお客さまの従来の権利を制限するもしくはお客さまに新たな義務を課するものでない場合、または、改定の影響が軽微であると判断さ</p>	<p>口座等廃止事由または同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定によりお客さまが「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日</p> <p>③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日</p> <p>④ お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客さまが出国の日の前日までに第11条の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。） 租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> <p>⑤ <u>お客さまが出国の日の前日までに第12条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客さまが20歳である年の前年12月31日までに「未成年者口座を開設している者の帰国に係る届出書」を提出しなかった場合 基準年の前年12月31日の翌日</u></p> <p>⑥ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客さまが死亡した日 <u>（削除）</u></p> <p>（略）</p> <p><b>（約款の変更）</b>  <b>第30条</b> この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときには、<u>民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネットまたはその他相当の方法により周知します。</u></p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p>

改定前	改定後
<p>れる場合には、前項の通知を当行ホームページへの掲載によって代えることがあります。この場合、公表の際に定める1ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: center;"><b>附則</b></p> <p style="text-align: center;"><u>この約款は、平成29年10月1日より適用させていただきます。</u></p> <p style="text-align: right;">平成29年9月1日改定 以 上</p>	<p>(削除)</p> <p style="text-align: right;"><u>2020年4月1日改定</u> 以 上</p>